

第7 農 業 物 価 指 数 の 部

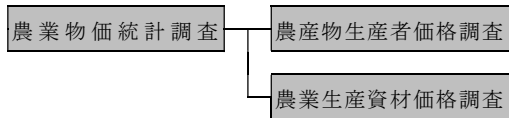
解 説

この部には、「農業物価統計調査」の結果から、農業物価指数に関する統計を掲載しています。

1 調査の概要

(1) 調査の体系

(網掛部分は、この部に掲載している調査)



(2) 調査の目的

農業物価統計調査は、農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の推進等のための資料を整備することを目的としています。

(3) 農産物生産者価格調査

ア 調査の時期

野菜については毎月5日及び15日、野菜以外の農産物については毎月15日を調査日としました。ただし、各調査日において調査不可能な場合には、各調査日に接近した日を調査日としました。

イ 調査の方法

調査対象は、調査品目ごとに当該品目の出荷量の多い都道府県・市町村に所在する農産物出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場等）の中から、取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、当該市町村における代表的な農産物の価格が調査できる出荷団体等を有意に選定し、郵送等により調査を行いました。

(4) 農業生産資材価格調査

ア 調査の時期

毎月15日を調査日としました。ただし、調査日において調査不可能な場合には、調査日に接近した日を調査日としました。

イ 調査の方法

調査対象は、調査品目ごとに各調査都道府県に所在する農業生産資材を販売する小売店等の中から、当該品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、当該都道府県における代表的な農業生産資材の価格が調査できる小売店等を有意に選定し、郵送等により調査を行いました。

なお、ガソリン、灯油及びパーソナルコンピュータの3品目については、消費者物価指数（総務省）の公表値を利用しました。

2 用語の解説

(1) 農産物価格指数

農業経営体が販売する個々の農産物の生産者価格を指数化したものであり、類似した商品群ごとに10の類別（米、麦、雑穀、豆、いも、野菜、果実、工芸農作物、花き、畜産物）にまとめて作成しています。

(2) 農業生産資材価格指数

農業経営体が購入する農業生産に必要な個々の資材の小売価格を指数化したものであり、類似した商品群ごとに12の類別（種苗及び苗木、畜産用動物、肥料、飼料、農業薬剤、諸材料、光熱動力、農機具、自動車・同関係料金、建築資材、農用被服、賃借料及び料金）にまとめて作成しています。